

千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市内に立地する高齢者施設（以下「施設」という。）の介護職員が働きやすい環境を整備するため、介護職員の宿舎施設整備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱（以下「県要綱」という。）第4に規定する介護職員の宿舎施設整備事業の交付の対象となる事業とし、別表1の第1欄に定める施設等が別表2に該当する整備に要する経費等のうち市長が認めたものとする。

(補助金の算定)

第3条 補助事業の補助額については、別表1の第1欄に定める施設等の区分毎に、第2欄に定める交付基準による額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。また、その額が1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 別表1の対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者については、前項中「第2欄に定める交付基準による額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める交付率を乗じて得た額」とあるのは「第2欄に定める交付基準による額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める交付率を乗じて得た額から前年度の決定に基づき交付を受けたこの補助金の額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次の事項を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の配分

イ 建物の規模、構造

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 前号による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(5) 補助事業者が、前号の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助

事業の一時停止を命じることがある。

- (6) 補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。
- (7) 事業を行うために締結するいかなる契約についても、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当した時は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (13) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助事業者は、仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (14) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。また、入居者については、別表1に掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舍定員規模の2割以内において、当該職員の家族等及び別表1に掲げる介護施設等以

外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所に勤務する職員に限り、その利用を認めることとする。

(15) その他市長が必要と認める事項

(16) 補助事業者が（１）から（15）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

（交付決定通知）

第 6 条 規則第 6 条の規定による通知は、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付決定通知書（様式第 2 号）によるものとする。

（交付変更申請等）

第 7 条 補助事業者は、第 5 条第 1 号の規定による承認を受け、補助金の交付変更申請をしようとするときは、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の交付変更を決定し、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付変更決定通知書（様式第 4 号）により、通知するものとする。

3 補助事業者は、第 5 条第 2 号の規定による承認を受けようとするときは、中止又は廃止の承認を受けねばならないことが判明してから、2 週間以内に、千葉市介護職員の宿舎施設整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、規則第 1 2 条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了してから 3 0 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。また、宿舎の家賃設定状況及び宿舎の使用状況について、必要に応じて報告すること。

（額の確定通知）

第 9 条 規則第 1 3 条の規定による通知は、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金額確定通知書（様式第 7 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 1 0 条 補助事業者は、規則第 1 6 条第 1 項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 1 1 条 規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）によるものとする。

（返還命令）

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金返還命令書（様式第 1 0 号）によるものとする。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、千葉市介護職員の宿舎施設整備補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

区分	交付基準	交付率	対象経費
特別養護老人ホーム	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 m² ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	上限 1/3 の範囲で市長が定める率	特別養護老人ホーム等の職員の宿舍の整備（宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする）。であって、土地の買収又は整地に係る費用、設備整備に係る費用は対象としない。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
介護付きホーム			

別表 2

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※ 1、※ 2 について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。